

第 379 回三木市議会定例会提出議案の概要

第 379 回三木市議会（令和 6 年 2 月 22 日開会）に提出する議案 35 件（専決処分の報告 1 件、条例関係 18 件、新年度予算関係 7 件、補正予算関係 5 件、その他 4 件）の概要は次のとおりです。

1 専決処分の報告関係

- (1) **報告第 1 号 専決処分について（令和 5 年度三木市一般会計補正予算（第 7 号））【別添「令和 5 年度 1 月補正予算の概要について」参照】**

2 条例関係

- (1) **第 1 号議案 三木市国民健康保険出産費資金貸付条例を廃止する条例の制定について（医療保険課）**

ア 廃止理由

平成 21 年度に市から医療機関へ出産育児一時金を支給する「直接支払制度」が導入された。それにより、平成 22 年度以降は同資金の貸付実績がなく、今後も制度の利用が見込めないことから、本条例を廃止する。

イ 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

- (2) **第 2 号議案 三木市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について（市民課・医療保険課）**

ア 改正理由

(ア) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）が公布されたことに伴い、条例を改正する必要があるため。

(イ) 健康保険証が廃止され、福祉医療費助成の認定に必要な健康保険の資格を特定個人情報の提供により確認することに伴い、条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

(ア) 法別表第 2 が削除されることに合わせ、同表を引用している規定等の整理を行う。

(イ) 特定個人情報の独自利用事務に、医療保険各法による被保険者の資格に関する情報を追加する。

ウ 施行期日

(ア) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日

(イ) 令和6年11月1日

(3) 第3号議案 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）

ア 改正理由

人事院規則の改正に伴い、職員の勤務時間等に関する条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

夏季休暇について、業務の繁忙期であることその他の事情により7月から9月までの期間に取得することができない場合、休暇の使用可能期間を6月から10月に拡大する。

ウ 施行期日

令和6年4月1日

(4) 第4号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）

ア 改正理由

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年三木市条例第7号）の一部改正により、令和6年4月1日から会計年度任用職員に勤勉手当を導入することに伴い、職員の育児休業等に関する条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

基準日（6月1日、12月1日）に育児休業をしている会計年度任用職員について、その6か月以内に勤務した期間がある場合は、勤勉手当を支給するよう、正規職員と同じ取扱いに改める。

ウ 施行期日

令和6年4月1日

(5) 第5号議案 三木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（市民課）

ア 改正理由

「戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第 17 号）」及び「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令」の施行に伴い、戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号並びに届書等情報内容証明書の交付等に係る手数料を定める必要があるため。

イ 改正内容

別表の手数料の規定に、戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号の交付手数料並びに届書等情報内容証明書の交付及び閲覧手数料の規定を加えるとともに、必要な規定の整理を行う。

ウ 施行期日

令和 6 年 3 月 1 日

(6) 第 6 号議案 三木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（消防本部予防課）

ア 改正理由

「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部を改正する政令の公布に伴い、危険物貯蔵所の設置許可申請に対する審査等に係る手数料の額の標準を改定する必要があるため。

イ 改正内容

近年の物件費等の増加に伴い、現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっていることから、消防本部の所管に属する事務のうち、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置の許可の申請に係る審査に関する事務手数料を改める。

ウ 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

(7) 第 7 号議案 三木市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について（医療保険課）

ア 改正理由

高校生等（15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。以下同じ。）に係る医療費助成を、通院医療費にも拡充し、疾病や事故などによる家計負担を軽減することにより、安心して子育てができる更なる環境づくりを推進するため。

イ 改正内容

高校生等に係る医療費助成について、現在は入院医療費に限り助成しているところ、通院医療費についても助成するように改める。

ウ 施行期日
令和6年7月1日

(8) 第8号議案 三木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について（医療保険課）

ア 改正理由

国民健康保険税は、事業の安定的な運営確保を目的とした国民健康保険財政健全化計画に基づき、令和3年12月議会において令和4年度から令和6年度までの税率改定を行った。

かかる税率については、令和6年度までに県が毎年提示する標準保険税率に近似する値となるよう算定したものであったが、納付金の上昇を抑えるため、県が県基金や剰余金の一部を納付金財源として投入したこと等を要因として、標準保険税率の伸び率が当初想定していたより鈍化している。

そこで、令和6年度の保険税率について、県から提示された同年度の標準保険税率を踏まえ、収支均衡となるよう、再度改定を行うため条例を改正する。

イ 改正内容

令和3年12月議会において議決された令和6年度の国民健康保険税の基礎課税分・後期高齢者支援金分・介護納付金分に係る税率等について、下記のとおり再度改定を行う。

項目		現行	R6年度 (R3.12月議決)	R6年度 (再改定案)
基礎課税分	所得割	7.2%	9.1%	7.5%
	均等割	31,000円	38,500円	32,000円
	平等割	20,000円	26,000円	21,000円
後期高齢者 支援金分	所得割	2.9%	3.0%	3.0%
	均等割	12,000円	12,000円	13,000円
	平等割	8,000円	8,000円	8,000円
介護 納付金分	所得割	2.7%	2.8%	2.7%
	均等割	14,000円	14,000円	14,000円
	平等割	7,000円	7,500円	7,000円

ウ 施行期日
公布の日

(9) 第9号議案 三木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について(介護保険課)

ア 改正理由

令和6年度から令和8年度までの介護保険料について、第9期介護保険事業計画に基づき定める必要があるため。

イ 改正内容

(ア) 令和6年度から令和8年度までの介護保険料の基準月額(年額)について、現行の月額5,000円(年額60,000円)を月額5,300円(年額63,600円)とする。

(イ) 所得段階ごとの介護保険料について、現行の11区分から、改正された介護保険法施行令等に規定する標準乗率及び基準所得金額に合わせた13区分に変更し、別紙のとおりとする。

ウ 施行期日

令和6年4月1日

(10) 第10号議案 三木市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について(健康増進課)

ア 改正理由

(ア) 体力測定室にはトレーニング機器を設置しており、健康づくりを目的に一般利用を可能としていたが、令和6年度より生活習慣病予防事業の強化を図ることを目的に、専門職による生活習慣の改善サポート事業「健康チャレンジプログラム」専用施設として運用を改めることに伴い、条例を改正する必要がある。

(イ) 研修室等の貸室利用時間を午前9時から午後10時までと定めているが、これまで夜間の利用は主に体力測定室であり、加えて研修室等貸室は他に類似施設があることから、体力測定室の目的変更に伴い、施設全体の貸室利用時間を変更する。

イ 改正内容

(ア) 体力測定室の使用料の規定を削除する。

(現行)

施設の名称・区分	使用料 (円/時間)
体力測定室	1回 300
	1か月 1,500

(改正後)



削除

- (イ) 体力測定室の使用に係る回数券、定期券等の規定を削除する。
- (ウ) 総合保健福祉センターの使用時間の規定について、「午前9時から午後10時まで」を「午前9時から午後5時まで」に改める。

ウ 施行期日

令和6年4月1日

(11) 第11号議案 三木市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について（商工振興課）

ア 改正理由

本条例が令和7年3月31日をもって失効となるが、情報公園第2期の整備も見据え、市内への企業誘致活動に効果的である制度を延長し、引き続き企業立地の促進による地域経済の活性化及び雇用の創出を図るため。

イ 改正内容

- (ア) 助成金の種類から水道料金助成金及び電気料金助成金を削る。
- (イ) 工場等新設助成金の額について、固定資産税及び都市計画税の5年度分としていたところ、固定資産税3年度分に改める。
- (ウ) 条例の失効日を5年間延長し、令和12年3月31日までに改める。

ウ 施行期日

令和7年4月1日

(12) 第12号議案 道の駅条例の一部を改正する条例の制定について（観光振興課）

ア 改正理由

令和7年春の開駅を目指している道の駅よかわについて、同施設の設置及び管理に関する事項を定める必要があるため。

イ 改正内容

現行の「道の駅条例」に「道の駅よかわ」の設置及び管理に関する事項を追加するとともに、所要の規定の整理を行う。

ウ 施行期日

規則で定める日

(13) 第13号議案 山田錦の館条例の一部を改正する条例の制定について（観光振興課）

ア 改正理由

有料施設の利用料金の規定を追加するとともに、開館時間の規定を改める必要があるため。

イ 改正内容

開館時間を「午前 10 時」から「午前 9 時」に改正する。また、道の駅よかわの開駅に伴い有料施設の利用料金を追加する。

ウ 施行期日

規則で定める日

**(14) 第 14 号議案 三木市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
(都市政策課)**

ア 改正理由

三木スケートボードパークスケートボード場の供用時間のうち閉園時間については、日没時刻との差が大きい時期があり利用実情に合っておらず、閉園時間を改正することで利用者の利便性の向上を図るため。

イ 改正内容

三木市都市公園条例 別表第 2(第 8 条の 2 関係)

	改正前			改正後		
	供用日	供用時間		供用日	供用時間	
		区分	時間		区分	時間
三木スケートボードパークスケートボード場	1月5日から12月27日まで ただし、木曜日は休館日とする。	1月5日から3月31日まで	午前8時30分から 午後4時30分まで	1月5日から12月27日まで ただし、木曜日は休館日とする。	1月5日から12月27日まで	午前8時30分から日没時刻まで(午後7時を限度とする)
4月1日から9月30日まで		午前8時30分から 午後6時30分まで				
10月1日から12月27日まで		午前8時30分から 午後4時30分まで				

ウ 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

(15) 第 15 号議案 三木市水道事業の設置等に関する条例及び三木市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (水道業務課・下水道課)

ア 改正理由

令和5年5月8日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、令和6年4月1日から施行される。

この法改正により、条例において引用する同法の条項が一部繰り下げられたことに伴い、条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

地方自治法の改正に伴う条ずれの整理を行う。

ウ 施行期日

令和6年4月1日

(16) 第16号議案 三木市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について（水道業務課）

ア 改正理由

令和5年5月26日に「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」が公布され、令和6年4月1日から施行される。

この法律により水道法が改正され、水道事業が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されることに伴い、条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

条文中「厚生労働省令」とあるのを「国土交通省令」に変更する改正を行う。

ウ 施行期日

令和6年4月1日

(17) 第17号議案 三木市消防団条例の一部を改正する条例の制定について（消防本部総務課）

ア 改正理由

消防団員の確保について、地域の実情を考慮し定数を見直す必要があるため、三木市消防団条例を改める。

イ 改正内容

消防団員定数を「1,360人」から「1,080人」とする。

ウ 施行期日

令和6年4月1日

(18) 第18号議案 三木市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について（消防本部総務課）

ア 改正理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、三木

市消防団員等公務災害補償条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

(ア) 非常勤消防団員に係る補償基礎額を次のように改める。

(第5条第2項第1号及び別表関係)

階 級	勤 務 年 数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び 副団長	12,500円 (12,440円)	13,350円 (13,320円)	変更無し (14,200円)
分団長及び 副分団長	10,800円 (10,670円)	11,650円 (11,550円)	12,500円 (12,440円)
部長、班長 及び団員	9,100円 (8,900円)	9,950円 (9,790円)	10,800円 (10,670円)

備考：() は現行の補償基礎額

(イ) 消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を8,900円から9,100円に引き上げる。(第5条第2項第2号関係)

ウ 施行期日

令和6年4月1日

3 その他

- (1) **第19号議案** 兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更について(総務課)
- (2) **第20号議案** 工事請負契約の締結について(財政課)
- (3) **第21号議案** 市道路線の廃止について(道路河川課)
- (4) **第22号議案** 市道路線の認定について(道路河川課)

4 新年度予算関係【別紙《市長の施政方針より》参照】

- (1) **第23号議案** 令和6年度三木市一般会計予算
- (2) **第24号議案** 令和6年度三木市国民健康保険特別会計予算
- (3) **第25号議案** 令和6年度三木市介護保険特別会計予算
- (4) **第26号議案** 令和6年度三木市後期高齢者医療事業特別会計予算
- (5) **第27号議案** 令和6年度三木市学校給食事業特別会計予算
- (6) **第28号議案** 令和6年度三木市水道事業会計予算
- (7) **第29号議案** 令和6年度三木市下水道事業会計予算

5 補正予算関係【別紙《市長の施政方針より》参照】

- (1) **第30号議案** 令和5年度三木市一般会計補正予算(第8号)
- (2) **第31号議案** 令和5年度三木市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- (3) **第32号議案** 令和5年度三木市介護保険特別会計補正予算(第3号)

- (4) **第 33 号議案** 令和 5 年度三木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）
- (5) **第 34 号議案** 令和 5 年度三木市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

(別紙)

改正前

所得段階別の介護保険料

【令和3年度から令和5年度までの基準額】年額 60,000 円 (月額 5,000 円)

所得段階	対象者	基準額に対する割合	上段：年額 (下段：月額)
第1段階	生活保護受給者	基準額 ×0.3	18,000 円 (1,500 円)
	市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者		
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円以下	30,000 円 (2,500 円)
		80万円超 120万円以下	
第3段階		120万円超	42,000 円 (3,500 円)
第4段階	市民税課税世帯であるが本人は市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円以下	54,000 円 (4,500 円)
第5段階 (基準額)		80万円超	60,000 円 (5,000 円)
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が	120万円未満	72,000 円 (6,000 円)
第7段階		120万円以上 210万円未満	78,000 円 (6,500 円)
第8段階		210万円以上 320万円未満	90,000 円 (7,500 円)
第9段階		320万円以上 400万円未満	102,000 円 (8,500 円)
第10段階		400万円以上 600万円未満	105,000 円 (8,750 円)
第11段階		600万円以上	120,000 円 (10,000 円)

(下線は改正部分)

※ 第1段階～第5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用いる。

※ 第6段階～第11段階の合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用いる (令和3年度から令和5年度までの特例)。

(別紙)

改正後

所得段階別の介護保険料

【令和6年度から令和8年度までの基準額】年額 63,600 円 (月額 5,300 円)

所得段階	対象者	基準額に対する割合	上段：年額 (下段：月額)	
第1段階	生活保護受給者	基準額 ×0.285	18,126 円 (1,510 円)	
	市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者			
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円以下		
		80万円超 120万円以下	基準額 ×0.485	30,846 円 (2,570 円)
第3段階		120万円超	基準額 ×0.685	43,566 円 (3,630 円)
第4段階	市民税課税世帯であるが本人は市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円以下	基準額 ×0.9	57,240 円 (4,770 円)
第5段階 (基準額)		80万円超	基準額 ×1.0	63,600 円 (5,300 円)
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が	120万円未満	基準額 ×1.2	76,320 円 (6,360 円)
第7段階		120万円以上 210万円未満	基準額 ×1.3	82,680 円 (6,890 円)
第8段階		210万円以上 320万円未満	基準額 ×1.5	95,400 円 (7,950 円)
第9段階		320万円以上 420万円未満	基準額 ×1.7	108,120 円 (9,010 円)
第10段階		420万円以上 520万円未満	基準額 ×1.9	120,840 円 (10,070 円)
第11段階		520万円以上 620万円未満	基準額 ×2.1	133,560 円 (11,130 円)
第12段階		620万円以上 720万円未満	基準額 ×2.3	146,280 円 (12,190 円)
第13段階		720万円以上	基準額 ×2.4	152,640 円 (12,720 円)

(下線は改正部分)

※ 第1段階～第5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用いる。

※ 月割りで算出した場合、1円未満の端数は切り捨てる。

令和5年度1月補正予算（専決処分）の概要

物価高の影響が特に大きい低所得者の生活を一刻も早く支援するため、これまで低所得世帯への給付対象となっていなかった、住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金等の支給に必要な補正予算について、令和6年1月22日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いました。

1 予算の規模

(単位：千円)

会計名(補正番号)	補正前の額	補正額	計
一 般 会 計 (第7号)	37,665,482	310,860	37,976,342

2 補正予算の内容

低所得者支援給付金の支給【国庫補助】 **310,860千円**

[健康福祉部 福祉課]

物価高の影響が特に大きい低所得者の生活を支援するため、国の重点支援地方交付金を活用し、住民税均等割のみ課税世帯に給付金を1世帯あたり10万円支給することに加え、住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯の18歳以下の児童1人あたり5万円を支給します。

(1) 住民税均等割のみ課税世帯への給付

令和5年度住民税非課税世帯以外の世帯であって、均等割のみ課税世帯に対し、1世帯あたり10万円を支給。

(2) 低所得者の子育て世帯への加算

令和5年度住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付への加算として、当該世帯の18歳以下の児童1人あたり5万円を支給。